# 平成28年度第9回庁議 会議録

[日 時] 平成28年2月12日(金) 9時~11時00分

「場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

### [会次第]

1 市長あいさつ

## 2 議題

- (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局) 会派説明報告 (企画部・経済部・建設部・教育委員会事務局)
- (2) 市税の歳入見込みについて (総務部)
- (3) 平成28年度施政方針(案) について (企画部)
- 3 連絡事項
- (1) 平成28年度の定員管理計画について (総務部)

## 1 市長あいさつ

おはようございます。

本日の庁議議題にもありますように、市議会定例会が、2月22日に開会予定です。会派説明については、一昨日まで開催され、そこでも質疑応答があったと思いますが、市議会に向けて、各部局、質問が予想される項目については事前に準備するなど、遺漏のない対応をお願いします。

### 2 議事

市長

それでは、議事に入る。議案にそって経済部より説明をお願いする。 また、会派説明を行った部局は、議案説明後、報告をお願いする。

#### 経済部長

まず、報告第1号「専決処分の報告」については、「和解及び損害賠償の額の決定について」で、平成27年8月6日午前0時30分頃から午前4時30分頃にかけて、市が所有・管理する宇高松の端樋門から海水が逆流したため、遊水池の水位が上昇し、さらにそこに流入する排水路を経由して、農地に海水が流入する事故が発生し、被害のあった農作物(水稲)に係る「相手方との和解」及び「損害賠償の額の決定」について、平成28年1月27日、専決処分をしたので報告する。和解の内容としては、当事者との協議及び損害保険ジャパン日本興亜株式会社の査定によって、新居浜市は相手方に対し、被害のあった農作物(水稲)に係る損害賠償債務として、65万2,107円を支払することとした。なお、損害賠償の額については、全額、損害保険ジャパン日本興亜株式会社から、「全国市長会」市民総合賠償補償保険により、支払われる予定である。

次に、議案第4号、「財産の取得」については、内陸型工業用地として取得するため、新居浜市観音原町甲957番1ほか12筆の畑、宅地、山林、原野、16,943.66㎡を2億9,038万8,010円で、住友林業株式会社から取得するため、本案を提出する。取得した用地については、諸手続きを完了したのち、7月頃から造成工事を実施し、平成29年秋頃を目途に、内陸型工業用地として分譲を行う予定である。

次に、議案第5号、「市有財産の売却」については、内陸型工業用地(第1工区)について、株式会社フクヨーと立地に関する協議が調ったことから、14,559㎡の用地を、3億3,205万4,640円で売却するため、「新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、本案を提出する。売却用地は、観音原町甲983番8ほか6筆、売却については、一般競争入札により、立地を決定したもので、売却単価については、1㎡当たり2万2,800円である。売却先の株式会社フクヨーは、昭和52年に設立され、紙類の加工、販売等を営む従業員約50人の事業所である。なお、売却用地には、平成28年7月頃から事業規模拡大による製造設備の増設工事を予定していると伺っている。

次に会派説明の結果報告について報告する。

内陸型工業用地(観音原)について、内陸型工業用地(第1工区)の「市有財産の売却」について及び内陸型工業用地(第2工区)の「財産の取得」について説明した。「第1工区の市有財産の売却では、平成29年3月に操業予定と

あるが、その際の従業員数はどのようになっているのか。」「それは、全員正社員か。」「設備投資はどのくらいになるのか。」「仮の進入路約1,800㎡にかかった費用はどうなるのか。」「今の工場は、どこにあるのか。」「約100億円の売り上げの内容は何か。」「第1工区の売買代金はいくらか。」「第2工区の財産の取得では、第2工区の分譲見込みはどうか。」「第2工区の分譲は、全面を一括して行うほうがいいと思うがどうか。」などの質問が出された。

#### 企画部長

まず、議案第6号「第五次新居浜市長期総合計画基本構想の変更」について は、第五次新居浜市長期総合計画は、平成22年度に策定され、計画期間は平 成23年から平成32年度までの10年間であるが、本年度中間見直し行って いるところである。今回の中間見直しにあたり、本年度策定した「新居浜市人 ロビジョン」との整合を図るため、基本構想を変更しようとするもので、「新居 浜市議会の議決事件に関する条例」第2条の規定により議会の議決を求めるも のである。基本構想の主な変更点としては、将来目標人口の見直しと施策体系 の一部見直し、及び統計数値等の時点修正を行っている。まず、将来目標人口 については、計画の目標年次である平成32年における目標人口について、平 成22年度の計画策定時には、12万人を維持することとしていたが、「新居浜 市人口ビジョン」との整合を図り、11万6千人を維持することに変更した。 次に、施策体系については、「快適交流」をはじめ6つのまちづくりの施策体系 には変更はないが、「計画の推進」の施策体系うち、「新市建設計画の推進」の 項目については、同計画が平成25年度で終了したことから、今回の見直しに より、別子山及び大島地域の振興を図るため「過疎地域及び離島地域の振興」 に改めている。さらに、本年度「新居浜市総合戦略」を策定したことから、施 策体系に「新居浜市総合戦略の推進」を新たに追加している。以上が基本構想 の主な変更点である。今回の見直しにより、長期総合計画に位置付けた各施策 を確実に実施し、目指す都市像の実現を目指していきたいと考えている。

次に、議案第7号「新居浜市過疎地域自立促進計画の策定」については、旧別子山村は、昭和51年4月に過疎地域として公示されて以来、過疎対策に関する特別措置法に基づき過疎地域自立促進計画を策定し、さまざまな活性化施策を講じてきた。現在の過疎計画は、平成22年度から平成27年度までを計画期間としているが、今般、特別措置法の期限が平成33年3月31日まで、5年間延長されたことから、平成28年度から平成32年度までの5年間の新たな過疎地域自立促進計画を策定するため、規定により、議会の議決を求めるものである。なお、新居浜市過疎地域自立促進計画に登載する主要な事業としては、「産業の振興」においては、別子山未来プロジェクト事業の継続も含めた「別子山ブランド創出事業」、別子山地域の市有林を活用するための「市有林整

備事業」、別子木材センターにおける「木材加工流通施設等整備事業」、森林公園ゆらぎの森において計画的な施設改修を行う「ゆらぎの森施設整備事業」、「生活環境の整備」においては、ガソリンスタンドの確保を図るための「給油所確保事業、「教育の振興」においては、特色ある教育課程の編成により市内外の生徒を募ることで活力ある学校環境づくりを推進する「別子中まなび創生事業」、その他「集落の整備」においては、「地域おこし協力隊推進事業」である。これら、新居浜市過疎地域自立促進計画に登載した具体的施策の推進によって、人口減少や高齢化へ的確に対応し、地域住民の生活を守っていくことに加え、別子山地域の豊かな自然環境を活かした、魅力のある、活力に満ちた地域となるよう、取り組みを展開していきたいと考えている。

次に、議案第20号から議案第29号までの、平成28年度当初予算議案に ついて、一括して説明する。まず、予算規模について、一般会計は、473億 473万6千円、対前年度比で、13億5,004万6千円、2.8%の減と なっている。次に、特別会計は、371億382万1千円で、対前年度比5億 8,751万6千円、1.6%の増となっている。企業会計は、38億5,4 11万円で、3億9,200万7千円、11.3%の増、全会計では3億7, 052万3千円、0.4%の減となっている。次に、歳入の主な項目について、 個人市民税は、景気の回復基調は緩やかながらも続いているが、少子高齢化な どによる納税義務者の減により減少の見込みとなっており、法人市民税は、円 安と原油価格の下落による経済効果により増加の見込みとなっている。市民税 全体では、前年度当初予算との対比で、992万9千円、0.1%の減少を見 込んでおり、74億8,490万2千円としている。固定資産税は、地価の下 落傾向が続いているものの、家屋・償却を合わせて、全体では、7,988万 8千円、0.9%の増を見込み、87億1,589万4千円としている。これ らにより、市税全体では前年度比0.5%増の、185億8,855万4千円 としている。地方交付税については、地方財政計画にもとづき、対前年度比で 4億9,000万円、8.2%減の55億1千万円を見込んでいる。市債につ いては、地域活性化事業債や小学校債の減などによって、全体では、対前年度 比で12億4,470万円、25.3%の減となる36億7,440万円を計 上している。平成28年度末の市債残高については、496億3,417万円 で、平成27年度末の残高見込み(502億2,298万円)よりも1.2%(5 億8,881万円)減少するものと見込んでいる。歳入については、これらの 他、国庫支出金が、2億4,162万4千円、3.3%増の、74億7,31 0万9千円、県支出金は、1億3,681万2千円、4.6%の増となる31 億2,560万3千円を計上している。また、繰入金は、2億8,971万5 千円、14.1%減の17億6,321万4千円を計上している。歳出につい

ては、性質別に整理をしている。まず、人件費は、対前年度比2億1,800 万6千円、2.8%増の81億2,638万円となっている。扶助費は、対前 年度比7億5,133万5千円、7.0%増の115億4,785万4千円に なっている。公債費は、対前年度比5億3,701万1千円、10.1%減の 47億6,153万9千円となっている。投資的経費は、対前年度比15億6, 229万8千円、21.6%減の56億8,409万1千円となっている。繰 出金は、対前年度比4,379万9千円、0.8%増の55億2,863万7 千円となっている。次に、経費別予算について説明する。まず、経常経費は、 対前年度比6億1,762万5千円、2.0%増の308億8,125万3千 円、構成比は65.3%となっている。施策費は、対前年度比4億2,759 万7千円、3.8%減の107億2,687万4千円、構成比は22.7%と なっている。公共事業は、対前年度比2億7,643万6千円、7.3%減の 35億461万9千円、構成比は7.4%となっている。単独事業費は、対前 年度比11億4,203万8千円、34.6%減の21億6,199万円、構 成比は4.5%となっている。災害復旧費は、対前年度比1億2,160万円、 80.2%減の3,000万円、構成比は0.1%となっている。

次に、議案第32号から議案第37号までの予算議案6件について説明する。 一般会計の今回の補正予算は、角野船木線改良事業等の公共事業をはじ め、消防水利整備事業等の単独事業のほか、臨時福祉給付金事業費 等の施策費及び経常経費の過不足について予算措置するもので、2億 1,238万5千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ500億 339万5千円とする。これを前年度同期と比較すると、23億7,435万 2千円、5.0%の増となっている。特別会計については、渡海船事業特別会 計など5つの特別会計の補正となっている。一般会計補正予算の主な事業につ いて説明する。まず、公共事業について、「角野船木線改良事業」は、国の補助 金の内示減額による事業計画の見直し等により、工事費を減額、土地購入費及 び補償費を追加するもので、これらにより公共事業費は、4億1,397万9 千円の減額となっている。単独事業について、「消防水利整備事業」は、消火栓 設置数が増加したことにより負担金を追加するもので、これらにより単独事業 費は、1億2,082万5千円の減額となっている。施策事業について、「臨時 福祉給付金事業費」は、国の平成27年度補正予算で新たに年金生活者等支援 臨時福祉給付金の支給が決定されたことによる委託料及び補助金を追加するも のである。「有害鳥獣駆除費」は、増加する鳥獣被害に対応するため猟友会に対 する報償費及び補助金を追加するもので、これらにより施策事業費は、7億6, 042万2千円の追加となっている。次に、経常経費について、「民生児童委員 費」は、実費弁償費の単価が改正されたことにより報償費を追加するもので、

これらにより経常経費は、1,323万3千円の減額となっている。これらを 賄う財源は、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、 諸収入、市債の特定財源のほか、市税、県支出金を一般財源として充当し、繰 入金を減額している。次に、特別会計について、渡海船事業特別会計は、燃料 費の減により総務管理費について208万5千円を減額する。公共下水道事業 特別会計は、管渠等建設事業費等について、明許繰越する。国民健康保険事業 特別会計は、保険給付費等について予算措置するもので、3億8,404万円 を追加する。介護保険事業特別会計は、特定入所者介護サービス等費等について で予算措置するもので、2,982万6千円を追加する。工業用地造成事業特別会計は、工業用地造成事業(観音原地区)について、8,670万円を減額 し、造成工事費等について明許繰越する。2月補正予算の概要については、以上だが、国の平成27年度補正予算による追加公共事業として内示・交付決定が予定されている事業に関して、現在追加補正予算の編成作業を行っている。 これらについては、2月議会の最終日に追加提案する予定である。

次に会派説明の結果について報告する。まず、「行政改革大綱2016(案)」については、「人事マネジメントの確立について、民間企業への職員派遣を行ってみては。」「人事評価制度の導入に関して、民間の営利主義ではない視点も取り入れているのか。」「多様な財源の創出の取り組み内容にあるふるさと納税の目標値について、改革を行うならば、目標値をもっと高く持つべきでは。」「公会計の推進について、国が推進しているから取り入れるというのではなく、しっかりと活用できるものにしていただきたい。」「市民の審議会等への参加促進の指標の女性の審議会への参画率について、今回の目標値設定の根拠は、前回の取組の検証ができていないのでは。」といった質問があった。

次に、予算関係では、「雇用促進住宅・国家公務員宿舎活用事業だが、国家公務員宿舎の方は、耐震改修も行えていないのに、どう活用するのか。」「創業支援対策費は、12月議会で質問した際には、実施に消極的だったはずだが、今回計上に至った経緯は。」「道路緊急舗装事業について評価する。有効に活用してほしい。」「数年前に実施したはずだが、平成28年度の工事内容と、今後の計画を詳しく説明してほしい。」「総合文化施設の管理運営費及び総合文化施設充実費について、当初1億6千万円で運営を行う予定だったと思うが、平成28年度の全体予算はどうなっているのか。」「郷土資料室管理運営費で、現在郷土美術館に展示している中筋太鼓台を解体し展示するということは理解しかねる。」「バラバラに展示というのは、中筋太鼓台関係者の心情を理解していないのでは。」「総合運動公園構想策定事業費について、施設を集約する場所の設定はしないのか。」「空き家対策事業費の危険家屋除去補助事業において、旧市街化区域及びDID地区としばりがあるのはなぜか。」「有害鳥獣駆除費について、

この予算措置で十分なのか。」「放課後まなび塾推進事業について、12か所となっているが全て実施できるのか。」「小学校教育用コンピュータ整備費について、実際に機器は使っているのか。」「空き家バンク推進費について、情報登録についてどのように働きかけをするのか。」「危険家屋除去補助事業が計上されているが、たちまちしないといけないような、すでに目当てのついている工事はあるのか。」「観光宣伝推進費のうち、銅婚の里PR推進事業について、結婚7年目は対象世帯が非常に動きづらい時だと思うが、旅行代理店のようなところが委託先になって、参加者を集めてもらうようになるのか。」「地域おこし協力隊推進費について、移住されて3年目になる方もいると思うが、その方が地元に残ってもらえるような施策は設けられているか。他の先進地では、道筋をつけてそこで独立してやっていけるような施策を設けているようだがどうなのか。」以上のような質問があった。

#### 建設部長

議案第3号、「市道路線の認定」について、今回認定しようとする路線は、7路線である。路線番号1078号から1083号までの6路線は、開発道路で 寄附を受けたもの、1084号は愛媛県において管理していた道路を新たに市 道として認定しようとするものである。今回の市道路線の認定により、市道の 認定路線数は1084路線、総延長は約523Kmとなる。なお、追加で、「新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例」議案1件を予定している。

次に、会派説明の結果を報告する。

新居浜市自転車ネットワーク整備基本計画について、平成25年度に設置された庁内の「新居浜市自転車のまちづくり推進庁内検討委員会」で検討された、「まもる」「はしる」「とめる」「つかう」の4つの基本方針のうち、「はしる」について、「新居浜市自転車ネットワーク整備基本計画」がまとまったので会派説明を行った。その結果、「国・県との調整、費用負担の協議はできているのか。」「国領川河川敷の自転車利用はどのようになるのか。」「道路を拡幅するのか。」「道路未整備区間である新須賀山根線や平形外山線の見通しはどうか。」「高齢者や障害者にも配慮した整備を行ってもらいたい。」、その他、「ヘルメット着用や自転車利用促進等のソフト対策も大事である。」等の意見があった。今後は、本年1月に設置した、国・県・市の道路管理者と警察で構成する「新居浜市自転車ネットワーク整備に関する連絡調整会議」において協議検討を進め、平成28年度から順次、自転車通行帯のカラー化や路面標示による通行位置の明示等を行っていく。

#### 総務部長

まず、議案第8号、「災害派遣手当等の支給に関する条例及び新居浜市職員の 勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の制定に ついて、「地方公務員法」の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行おうとするもので、平成28年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第11号、「新居浜市行政不服審査条例」の制定について、全部改正された「行政不服審査法」が平成28年4月1日から施行されることとなっている。本議案は、同法第81条第1項の規定により、市長の附属機関として置かれる新居浜市行政不服審査会の組織及び運営について必要な事項や、その他同法の施行に関し必要である、諮問手続における資料等の写しの交付について、その交付に係る手数料等を定めるものである。条例の内容としては、第1条から第8条では新居浜市行政不服審査会の組織及び運営に関する事項について、第9条から第13条では諮問手続における資料等の写しの交付方法並びにその交付に係る手数料の額及び減免に関する事項について、第14条では審理手続における資料等の写しの交付に係る手数料の額及び減免に関しては諮問手続におけるそれらについて定める第11条及び第12条の規定を準用することについて、第15条では条例の施行に関して必要な事項の委任について、定めようとするものである。なお、この条例は、平成28年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第12号、「行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関す る条例」の制定について、本条例は、全部改正された「行政不服審査法」及び 「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成28年 4月1日から施行されることに伴い、改正が必要となる「新居浜市固定資産評 価審査委員会条例」など、4の関係条例について一括して規定の整備をする。 主な条例の内容としては、個別法に独自の不服申立制度があるものについても、 審査請求への一元化等の改正が行われたことから、それぞれの条例の規定中「不 服申立て」を「審査請求」に改める等の改正を行おうとするものである。その 他の改正については、第1条、新居浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改 正について、第4条及び第11条の改正については、同委員会に係る審査申出 書及び決定書の記載事項の追加等を行おうとするものである。次に、第2条、 新居浜市情報公開条例の一部改正及び第3条、新居浜市個人情報保護条例の一 部改正については、公文書の公開決定等又は個人情報の開示決定等に係る審査 請求については、新居浜市行政不服審査会に諮問するのではなく、従前の新居 浜市情報公開審査会又は新居浜市個人情報保護審議会に諮問すること等の改正 を行おうとするものである。次に、第4条、新居浜市職員の退職手当に関する 条例の一部改正については、退職手当等の支払差止処分の取消しの申立てに係 る不服申立期間に関する規定中、行政不服審査法の引用条文について引用先条 文を変更しようとするものである。なお、この条例は、平成28年4月1日か

ら施行したいと考えている。

次に、議案第13号、「新居浜市行政手続条例の一部を改正する条例」の制定 について、本条例は、行政手続法の一部改正に伴い、新たに規定された行政指 導をする際の許認可等の根拠の明示、行政指導の中止等の求め及び処分等の求 めの手続の規定の追加、その他所要の条文整備を行なうため、条例の一部を改 正しようとするものである。主な改正の内容は、まず、第33条第1項の次に 第2項を加える改正については、行政指導に携わる者は、当該行政指導の際に 市の機関が許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、そ の相手方に当該権限の根拠法令の条項、理由等を示さなければならないことを 規定しようとするものである。次に、第34条の次に第34条の2を加える改 正については、市の機関から法令に違反する行為の是正を求める行政指導を受 けた相手方が、その行政指導が法律、条例等に違反していると考える場合には、 市の機関に対して行政指導の中止を求める申出ができることとし、その申出が あったときは必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律、条例等に規定する 要件に適合しないと認めるときは当該行政指導の中止その他の必要な措置をと らなければならないことを規定しようとするものである。次に、第34条の3 を加える改正については、法令に違反する事実を発見した場合、市の機関に対 してそれを是正するための処分や行政指導を求める申出ができることとし、そ の申出があったときは必要な調査を行い、その結果に基づき必要と認めるとき は、当該処分又は行政指導をしなければならないことを規定しようとするもの である。なお、この条例は、平成28年4月1日から施行したいと考えている。 次に、議案第14号、「新居浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条 例の一部を改正する条例」の制定について、「地方公務員法」の一部改正に伴い、 「新居浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」第3条で規定してい る公表事項について、「人事評価の状況」、「休業に関する状況」及び「退職管理 の状況」を追加するとともに、「勤務成績の評定の状況」を削除しようとするも のである。また、不服申立ての手続について、「異議申立て」を廃止し、「審査 請求」に一元化しようとするものである。なお、この条例は、平成28年4月 1日から施行したいと考えている。

次に、追加提出を予定している議案等について、まず、議案については、「人事院勧告に伴う国家公務員に係る給与改定に準じた議会議員並びに特別職及び一般職の職員の給与改定等に関する条例議案」、「新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案」及び「給与改定に伴う人件費の補正予算議案」を予定している。

次に、追加提出予定の人事議案について、まず、新居浜市教育委員会の教育 長の任命については、新居浜市教育委員会の教育長の任期満了に伴い、新たに 教育長を任命するため、議会の同意を求めるものである。次に、新居浜港務局委員会の委員の任命については、新居浜港務局委員会の委員の辞任に伴い、新たに委員の任命を必要とするため、議会の同意を求めるものである。次に、新居浜港務局の監事の任命については、新居浜港務局の監事の任期満了に伴い、新たに監事の任命を必要とするため、議会の同意を求めるものである。

#### 福祉部長

まず、議案第9号、「新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」の制定について、本議案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法等の一部改正に伴い、条例中の引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うものであり、平成28年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第17号、「新居浜市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」の制定について、本議案は、子ども医療費の助成対象を中学校修了前までに拡大することにより、保健福祉の増進と医療費負担の軽減による子育て支援の拡充を図るため、改正するものである。改正の内容については、これまで、入院については中学校修了前まで、外来については、乳幼児までとし、歯科の場合にのみ、小学校修了前までを助成対象にしていたが、今回の改正により、中学校修了前までの児童が入院・外来ともに医療費の助成を受けることができるよう助成対象を拡大するもので、第2条の定義、第4条の助成、第5条の助成制限、第6条の助成の方法について、それぞれの条文の規定を整備し直すものである。なお、この条例は、平成28年10月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第18号、「新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定について、本議案は、介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、地域包括支援センターの人員に関する基準を改めるとともに引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うものである。改正の内容としては、地域包括支援センターに置くべき主任介護支援専門員について、厚生労働省令で定められた更新研修の定期的な受講を義務づけることにより、地域包括支援センターに配置する主任介護支援専門員の知識・技術等の向上を継続的に図るものである。なお、この条例は、平成28年4月1日から施行したいと考えている。

#### 環境部長

議案第10号、「新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、下水道法の一部が、公共下水道で汚水処理を行わない区域でも、浸水被害の防止を目的に公共下水道で雨水排除ができるよう改正されたことに伴い、引用法令条項にずれが生じたことにより、所要の条文整備を行うものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

# 教育委員会 事務局長

議案第15号、「新居浜市立郷土美術館設置及び管理条例を廃止する条例」の制定について、新居浜市立郷土美術館は、昭和27年に建設された新居浜市役所旧庁舎を活用し、博物館相当施設の指定を受け、今日まで本市の芸術文化の活動の場として、広く市民に利用されてきた。本議案は、新居浜市立郷土美術館の施設・設備の老朽化が著しく、耐震性についても強い懸念があることから、また、南海トラフを震源とする地震等に備える防災拠点施設の用地を庁舎隣接地に確保することが必要なことに伴い、平成28年3月31日限りで新居浜市立郷土美術館を廃止しようとするものである。なお、この条例は、平成28年4月1日から施行したいと考えている。

次に、会派説明の結果について報告する。まず、別子中学校まなび創生事業について、「別子山に住所がある生徒の取扱いはどうするのか。」「途中で生徒数が減少した場合はどうするのか。」等の質問があった。郷土資料室の運営については、「旧中筋太鼓台の展示について、太鼓台の補修を行い、あかがねミュージアムで展示してはどうか。」「分散して展示すると太鼓台の価値がなくなる。1か所での展示ができないか。」といった意見があった。

### 市民部長

議案第16号、「新居浜市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例」の制定について、本議案は、消費者安全法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、消費者の安全・安心を確保し、どこに住んでいても一定の質の消費生活相談を受けることができる体制の整備が全国的に求められることとなったことから、新居浜市においても、これからの消費生活相談業務を推進していくため、現在、既に設置をしている消費生活センターの組織及び運営等に関し必要な事項について、条例で定めようとするものである。条例の内容としては、第1条では条例の趣旨、第2条では消費生活センターの位置等、第3条ではセンターに置く職員、第4条及び第5条では専門的知識のある相談員の人材及び処遇の確保、第6条では事務に従事する職員に対する研修の機会の確保、第7条では相談事務によって得られた情報の安全管理、第8条では条例の施行に関し必要な事項の委任について、それぞれ定めるもので、この条例は平成28年4月1日から施行したいと考えている。

#### 消防長

議案第19号、「新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例」の制定について、今回の改正は、近年、「ガスグリドル付こんろ」等の新たな設備が市場に流通してきたことを踏まえ、安全性の確保を目的に「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部が改正されたことを受け、「ガスグリドル付こんろ」等の新たな設備における基準を定めるため新居浜市火災予防条例の一部を改正するものである。改正の内容としては、火災予防条例の別表第3に「グリドル付きこんろ」、「最大入力値5.8kw以下の電磁誘導加熱式調理器及びその複合品」を新たに追加するとともに、併せて、当該各機器に係る離隔距離について規定するものである。また、この他同表における規定の表現の整理等、所要の整備を行うものである。なお、この条例は、平成28年4月1日から施行したいと考えている。

また、追加提出を予定しているのは、条例議案1件「新居浜市消防団員等公 務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」を予定している。

#### 水道局長

まず、議案第30号「平成28年度新居浜市水道事業会計予算」については、 業務の予定量は、給水戸数が、平成27度当初予算予定値から133戸増の5 4,486戸、年間給水量は、前年度比2.2%増となる年間約1,361万 m3、年間水道料金収入も、1.7%増の16億4,179万5千円、建設改良 事業費は、前年度比 26.1%増の 11億7,904万5千円を予定してい る。重点項目としては、配水池等整備事業として新たに整備した新山根配水池 関連として、大久保送水管の布設工事に 4,000万円、滝の宮送水場の吸水 地築造工事に 1億3,000万円、配水管等整備事業として、平成27年度に 策定した「新居浜市管路更新・耐震化計画」に基づき、老朽化した配水管の布 設替や耐震化の工事を進めていく。具体的には川東幹線や宗像筋線の基幹管路 の更新を行い、水道施設の耐震化工事を行っていく。水事業会計の収益的収入 及び支出については、事業収益が19億5,183万2千円に対して、経営に 要する事業費用は18億1, 100万1千円となっており、1億4, 083万1千円の黒字である。27年度と比較して、事業収益及び事業費用共に予算額の 大きな変動はない。これは、平成26年度に改正された地方公営企業会計制度 の改正による影響が落ち着いたことによる。資本的収入および支出については、 企業債、分担金など9億4,672万円の収入に対し、支出は、建設改良費、 企業債償還金の15億3,122万円で、差引5億8,450万円の不足を損 益勘定留保資金等で補てんすることとしている。水道事業会計全体としては、 支出ベースで、33億4,222万1千円となっている。

次に、議案第31号「平成28年度新居浜市工業用水道事業会計予算」につ

いては、工業用水道事業会計の業務の予定量は、前年度と同様に、住友企業3事業所への、年間 1,467万9,000㎡としており、建設改良事業(施設整備計画)は2億8,874万7千円を予定している。重点項目としては、工業用水道の更新事業に着手したことから、平成27年・28年の2か年の継続事業である山根配水池更新工事に1億4,850万円、工業用水道電気計装設備更新工事に2,786万4千円を予定している。収益的収入及び支出については、事業収益2億5,086万8千円、事業費用2億1,707万4千円で、こちらも水道事業会計と同様に、27年度と比較して大きな変動はない。資本的収支については、収入として企業債1億円で、支出は建設改良費等の2億9,481万5千円で、差引不足額1億9,481万5千円を、損益勘定留保資金等で補てんすることとしている。工業用水事業会計全体としては、支出ベースで、5億1,118万9千円となり、企業会計全体では、同じく支出ベースで、5億5,411万円となっている。

市長

質問等はないか。中筋太鼓台について、飾り幕はまだ展示出来るような状態なのか。

# 教育委員会 事務局長

クリーニングをしてケースに入れて展示することになる。展示個所のないものについては、布等で覆って保管することになる。ただ、会派説明の中では、 飾り幕をバラバラにすべきでないと言った意見や中筋太鼓台を補修してあかが ねミュージアムへ展示してはどうかといった意見があった。

市長

有名な縫い師が作った部分だけを補修して展示すると認識していたが。

# 教育委員会 事務局長

補修の仕方にも色々あるが、金糸はくすんでおり、クリーニングしても元の 状態にはならない。縫い直すことも可能だが、そうそれば、有名な縫い師の幕 ではなくなってしまう。

市長

まだまだ価値はあるのか。

# 教育委員会 事務局長

まだまだ価値はあるという人もいれば、もう古くなったので処分しても仕方がないと言う人もいる。様々な意見がある。

市長

どうするのか市が決めないといけないのでは。

教育委員会 事務局長

教育委員会としては、できるだけ残したいと考えている。

市 長

価値があるのは飾り幕一つだけで、それは展示し、残りはケースに入れて保管しておくものと認識していた。バラバラにして展示したのでは、納得しない人も出てくる。

教育委員会 事務局長

現時点では、角野小学校と角野公民館を考えている。

教育長

様々な意見を集約した中で、折衷案として、できるだけ展示保存することとした。

市 長

専門家にも見てもらったのではないのか。

教育委員会 事務局長

専門家からは、展示には耐えられないとの意見をいただいている。

市長

だからこそ、ケースに入れて保管し、有名な縫い師の飾り幕一枚だけを補修 して、展示するのではなかったのか。

教育長

小学校、公民館へはケースに入れて持って行く、それを展示するかどうかは それぞれが判断することになる。

市 長

会派説明で意見の出た議員の話も聞いて判断する。 次に、「市税の歳入見込みについて」総務部から説明をお願いする。

総務部長

日本経済は、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の双方を進めてきた結果、企業活動や雇用を含む幅広い分野で良好な経済状況がみられるようになってきている。平成26年4月からの消費税の増税策は、個人消費や住宅投資、企業の設備投資等に「駆け込み需要」的な一時的な経済需要効果を高めたところだが、その反動が景気の冷え込みを長期化することもなく、世界経済の緩やかな回復が期待される中で、日本経済も上向きの傾向が見られ、円安と株価の上昇等が企業に一層の経済効果をもたらし、景気は緩やかな回復基調が続き、地方の中小企業への波及効果も徐々に現われてきたことから、本市の歳入も、平成26年度収入額が約189億2,067万円と、前年度収入額に対して、約1,

795万円の増収となっている。さらに、平成27年度においては、国の大胆 な金融政策、財政政策、成長戦略を柱とする経済・財政政策の推進により、2 年続けて2%台の労働者賃金のアップ等雇用・所得環境が改善するとともに、 原油価格の低下と株価の上昇等により緩やかな景気回復の基調が続いて、女性 や高齢者等を中心とした労働参加の拡大もあったことから、雇用者数は緩やか に増加し、完全失業率も低下してきたところだが、少子高齢化により人口は減 少の傾向にある。本市においても、景気の回復と春闘による賃上げもあったが、 少子高齢化と人口減少にあり、また、個人市民税の納税義務者数も減少傾向に あるので「個人市民税」は、対前年度比約2,516万円の減収となるものと 見込まれるものの、「法人市民税」は、円安と原油価格の下落等により、対前年 度比約5億7,497万円の増収が見込まれている。また、「軽自動車税」は、 平成27年度税制改正によって、その税率引上げを1年間延期するとともに、 グリーン化特例等を創設したことにより、対前年度比約552万円の増収にと どまる見込みとなっている。さらに、「たばこ税」は喫煙者の減少等から約1, 379万円の減収見込となっている。また、固定資産税の税収は、家屋につい ては2%程度増収が見込まれるものの、土地は、地価の下落傾向が継続してい ることから税額が減少し、償却資産も申告額の減少が見込まれるため、全体と しては横ばいと見込まれる。都市計画税についても同じくほぼ横ばいと見込ま れる。全体として、平成27年度は前年度に対して2.3%増の、約193億 6,272万円の収入、税額にして約4億4,200万円の増収を見込んでい る。平成27年度決算見込額は、調定額ベースで約200億111万円、収入 額ベースでは約193億6,272万円を見込んでおり、平成26年度決算額 と比較して、調定額で約4億1,941万円の増、収入額では約4億4,20 5万円の増となる見込みである。次に、平成28年度の税収見込みについては、 平成28年度は、消費税率引上げによる影響が和らぐ中で、景気の回復基調が 続き、駆け込み需要の反動減の局面を脱して、設備投資、個人消費、住宅投資 などの面において、緩やかに持ち直してきており、また、雇用・所得情勢にお いても、労働需給は着実に改善しており、雇用者所得も緩やかに持ち直してき たことから、平成28年度の税収は、調定額ベースで約192億2,744万 円、収入額で約185億8,855万円を見込んでおり、平成27年度当初財 政計画に対して、調定額で約7,158万円の増収収入額で約1億165万円 の増収を見込んでいる。それでは、その平成28年度税収について、具体的に 各「税目」ごとに平成28年度の税収見込額を調定額ベースで、その概要を説 明する。まず、市民税について、個人市民税は、税制面で税収に大きく影響す るような改正はなく、春闘による賃上げベースが2年連続して2%台となった とともに、税制面での大きな改正もなかったが、少子高齢化と人口減少による

納税義務者数の減少によって、平成28年度当初調定額は対前年度比0.68% 減の約55億8,295万円を見込んでいる。次に、法人市民税は、アメリカ・ ヨーロッパ先進国の経済が堅調な成長を続けるとともに、その影響が新興国に も波及し、減速状態から脱して緩やかな成長をすることにより、日本の経済に はプラス成長の要因となり、円安や日銀の大胆な金融政策なども背景に、株価 も上昇を見せたことから、企業業績の回復が見られるとともに、円安化に伴う 輸出環境の変化・改善や原油価格の下落が、多くの企業に経済効果をもたらし ている。しかしながら、税制面において、法人市民税の法人所得割税率の改正 が実施され、その税率が14.7%から12.1%へ引下げられたことから、 法人市民税の減収が懸念されたが、円安による景気の回復と原油価格の下落等 による景気の回復が大きく、企業業績に大きな経済効果があったことから、税 率引下げに伴う大きな影響もなく、「法人市民税」の税収は、増加傾向にあった。 平成28年度については、住友5社を含む住友関連各社、その他関連企業の企 業業績の予測は、「やや好調」又は「前年並み」との回答が得られているが、中 国をはじめとする新興国経済の減速の影響、さらにはイランへの経済制裁の緩 和による原油価格の急激な下落、年明けの株価の急激な下落等が、企業に反動 を与えるものではないかとの見方もある。また、平成29年4月に予定されて いる消費税率10%への引上げの影響は、再度の駆け込み需要とその反動の影 響という形で、企業会計や個人消費、物価の動向に影響があるのではないかと 考えられるので、平成28年度の「法人市民税」の当初調定額は、対前年度比 1.87%増の約19億1,339万円を見込んでいる。次に、軽自動車税は、 近年の軽自動車の性能と質の向上、さらには地球環境問題やエコ問題への高ま りとともに、消費者の軽自動車への関心が高まり、その需要が増加傾向にある ので、税収面においても、平成27年度は約2億8,261万円であり、対前 年度比約552万円の増収となっている。平成28年度については、登録台数 の自然増収に加え、平成26年度及び平成27年度税制改正による軽自動車税 の税率引上げが1年間延期されていたが、その税率引上げが実施されるととも に、重課も施行されることから、調定額で約3億5,485万円を見込んでお り、対前年度比15.1%増、税額にして約4,651万円の増収を見込んで いる。次に、たばこ税は、「国民の観点から、たばこの消費を抑制するため、将 来に向けて税率を引上げるとともに、消費本数の抑制に重きを置いた税制改正 をする」との国の方針から、本市においても消費本数は減少傾向にあり、公共 施設や交通機関、飲食店等での禁煙推進が、消費本数をさらに減少させている。 また、平成27年度税制改正による「旧3級品たばこ」の税率改正と、その経 過措置としての特例税率の段階的改正から、一時的な駆け込み需要は予想され るものの、消費本数は減少するものと見込まれ、平成28年度においては、増 税と駆け込み需要から約8億7,200万円を見込んでいる。次に、入湯税は、 鉱泉浴場の入湯客に対して課税しているが、本市において入湯税の課税対象と なっている入湯浴場は、1施設あり、平成28年度は、平成27年度決算見込 額と同額の50万1千円を見込んでいる。入湯税については、大きな財源とし て期待するところではなく、今後ともこの水準で前後するものと考えている。 次に、固定資産税は、平成28年度税制改正大綱において、税額に大きく影響 する大幅な見直しはなく、平成28年度調定見込額は、総額で約87億2,8 99万円、税収見込額は約86億2,424万円と見込まれる。まず、土地に ついては、地価が平成5年以降連続して下落しており、平成27年度地価公示 の全用途評価変動率はマイナス1.9%と下落幅はやや縮小しているものの下 落していることから、平成27年度決算調定見込額から0.61%減の約30 億8.648万円と見込まれる。次に、家屋については、平成27年中の新増 築、滅失家屋の調査の結果、平成27年度決算調定見込額から2.14%増の 約31億4、420万円と見込まれる。償却資産については、住友関連企業等 への調査の結果、減価償却等による税額の減少を維持する程度の設備投資しか 期待されず、平成27年度決算調定見込額から4.43%減の約24億9,8 30万円と見込まれる。次に、都市計画税の平成28年度調定見込額は、総額 で11億6,559万円、収入見込額は、約11億5,160万円と見込まれ る。固定資産税と同様の減少が見込まれるが、平成27年度決算調定見込額か ら、土地については、0.98%減の約6億3,807万円、家屋については、 1.96%増の約5億2,751万円と見込まれる。最後に、徴収率の設定に ついて、説明する。これまでは、調定額ベースで説明してきたが、実際の収入 見込額は、この調定見込額に徴収見込率を乗じた額となる。 平成28年度の 徴収見込率については、過年度の徴収率の推移、景気の動向、社会経済情勢の 変化、税目ごとの特性等を総合的に勘案して、まず税目ごとの徴収率を予測し たうえで、全体の徴収率を設定している。次に、平成27年度の決算見込額の 算定に用いる徴収率の考え方について、説明する。まず、平成27年度の現年 課税分について、平成27年の11月時点における徴収実積率と平成26年度 の同時期における実績等を比較してみると、各税目において微少な増減はある ものの、全体としては、特に大きな変動は見られない。しかしながら、微少と はいえ、全体の傾向が減少にあることから、各税目の徴収見込率を積み上げた 結果、平成26年度比で0.12%減の98.88%と設定した。次に、滞納 繰越分について、現年課税分と同様に平成26年度の11月末時点での徴収実 績との比較の結果、各税目において微少な増減はあるものの、全体としては、 特に大きな変動は見られない。しかしながら、微少とはいえ、全体の傾向が減 少にあることから、現年課税分と同様に、平成26年度比で0.3%減の29.

27%と設定した。次に、平成28年度の財政計画に係る徴収率について、まず、現年課税分に係る徴収率の推移は、平成27年度の決算見込を考慮しながら、差押、公売及び捜索の実施等の徴収強化に向けた様々な取り組み等を勘案した税目ごとの徴収率の算定結果に基づき、現年課税分の徴収率を98.84%とした。次に滞納繰越分に係る徴収率は、現年課税分と同様の考え方に基づき、29.16%とし、全体では96.68%と推計した。この結果、平成28年度の現年課税分に係る収入見込額は、平成27年度決算見込額に比べ、約7億7,403万円少ない、約184億1,450万円と見込まれる。この主な内訳としては、市民税約74億862万円、固定資産税約86億2,424万円、都市計画税約11億5,160万円となっている。滞納繰越分については、平成27年度決算見込額とほぼ同額の約1億7,404万円となっている。以上のようなことから、平成28年度の財政計画上の市税収入総額としては、平成27年度の決算見込額に比べ、約7億7,417万円少ない約185億8,855万円と見込まれる。

副市長

企業立地促進条例を出している法人が、どれくらいの固定資産・市税を納めているか、出してほしい。

市長

平成28年度の法人市民税が、平成27年度に比べて64%に落ちているが その根拠は。

総務部長

後ほど報告する。

市長

次の議題である「平成28年度施政方針(案)について」は、施政方針の概要版は、既に皆さんに見ていただいているが、訂正があれば総合政策課までお願いする。

既存事業と、新規事業が分かるような記載としてほしい。河又東平線について、通行止めについて検討するといった記載にはできないか。

経済部長

県警本部が難色を示しており、このような表現とした。

市長

検討という言葉は入れてほしい。福祉部では、子育て支援に関する窓口の一元化と、各小学校校区で構築されている地域ネットワークについて、どのようなものか後で教えてほしい。教育委員会では、インクルーシブ教育システムについて、教えてほしい。移住・定住の促進についての内、三世代同居への支援を三世代同居・近居としてほしい。

本日の議題は以上である。

# 3 連絡事項

「平成28年度定員管理計画について」

市長

次に、連絡事項、平成28年度定員管理計画について、総務部よりお願いする。

総務部長

平成28年度の定員管理計画について、説明する。

平成28年4月1日の職員数は、900人を予定している。この人数は、平 成27年度当初の898人と比較して、2人の増員となっている。内訳として は、退職者が定年退職、早期退職、自己都合などを含め22人に対して、採用 者は、本年4月1日の新規採用、国からの帰任、派遣を含め24人となってい る。平成28年度の定員管理については、第五次長期総合計画として予定して いる事業の着実な達成、国土調査事業を推進するための新たな課の設置、空き 家対策を推進するための班の新設、愛媛国体に向けた体制整備など、各部局に おける行政需要に適切に対応できるよう、限られた人員の中で考慮した。部局 ごとに変更のあった課所について説明するが、各部局長におかれては、限られ た人材を、より効果効率的に活用していただくようにお願する。企画部につい て、総合政策課は、長期総合計画策定や国勢調査事務の終了等により2人減員、 情報政策課は、1人減員、別子銅山文化遺産課は、住友各社との連携による別 子銅山産業遺産の保存活用を推進するため1人増員、国体推進室は、愛媛国体 の推進体制強化のため3人増員とする。総務部について、人事課は、人事課付 け長期休職者の退職等により2人の減員、資産税課は、育休の加配引上げによ り1人減員、債権管理対策室は、強制徴収債権業務の縮小等により1人減員と する。福祉部について、介護福祉課は、地域密着型サービス事業所の増加等へ の対応及び地域包括支援センターの配置基準充足に向け2人増員、子育て支援 課は、2人減員、保育園は、3人増員、国保課は広域化への移行対応等により 1人増員、東新学園は、入所児童数の実態を踏まえ2人減員、保健センターは 1人増員とする。市民部について、防災安全課は、空き家対策に関する業務の 移管にともない1人減員、人権擁護課は、懸案事項に取組むため1人増員、市 民課は、窓口を担当する長期育児休業職員等が複数名おり、その代替として1 人増員、上部支所は1人減員とする。経済部について、運輸観光課が船員の欠 員補充により1人増員、別子山支所が国土調査に関する業務を移管することに より1人減員とする。建設部について、都市計画課は、立地適正化計画へ1人 増とするものの国土調査係、駅周辺整備係の廃止により、計7人の減員、新設 する国土調査課は6人を配置、建築住宅課は、市営住宅の駐車場管理業務等に 対応するため1人増員、建築指導課は、空き家対策班を設けることに伴い2人 増員とする。教育委員会について、学校教育課は、外国語指導助手の増員や放 課後まなび塾の拡充等のため1人増員、総合文化施設管理課が指定管理者制度の導入による1人減員、図書館は、司書の不補充により1人減員、小学校は、調理員の不補充により1人減員とする。消防本部については、3人の増員とする。水道局について、水道総務課は、育休の加配引上げのため1人の減員とする。また、環境部、出納室、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、港務局、土地開発公社は、職員数の増減はない。以上説明したが、「現在配属されている再任用職員の内、勤務時間がフルタイムから短時間への変更による定員減」など、特別な理由により「人員減」となっているような場合は、人事に関わることのため、事前に直接説明しているので、了承願いたい。不明な点は、人事課へ問い合わせてもらいたい。なお、部局内での課の人員は、部局長の権限で変更して構わないが、変更内容を人事課へ文書で2月19日までに提出をお願いする。要望に対して、ほとんど満足のいかないような配置になっていると思うが、限られた人員のため、各部局において対応をお願いする。

市 長

不明な点については、人事課に問い合わせてもらいたい。各部局においては、 不満な点もあるかとは思うが、平成28年度は、説明した内容で行くのでお願いしたい。他に連絡事項はないか。ないようなら、これで第9回庁議を終了する。